

平成18年度 【四国地区】錬士臨時中央審査実施要項

- 1.期 日 平成19年3月18日(日) 9:00(会場開館8:00)
- 2.会 場 『徳島県立中央武道館弓道場』……徳島市徳島町城内 6 (市立体育館北隣) TEL 088 - 652 - 1831
(道順) JR「徳島駅」下車,徒歩10分。徳島空港からはバス利用でJR「徳島駅前」下車,徒歩10分。
大阪,神戸(三ノ宮・新神戸・舞子),京都からは高速バス(1日約80便)の利用も可, JR「徳島駅前」下車,徒歩10分。
高速バス問い合わせは, JR系 = 088(602)1090, 私鉄系 = 088(622)1826へ。
- 3.審査種別 錬 士
- 4.受審資格 平成18年3月18日までの五段受有者
- 5.審査方法 行射,面接及び学科試験の総合成績により可否を決定する。
(1)行 射: 第一次審査の通過者について,第二次審査を行う。
(2)面 接: 行射の第一次審査の通過者について人物,見識及び指導力を査定する。
(3)学 科: 学科(筆記)試験を行う。
- 6.受審の申込について
(1)方 法: 所定の用紙により審査料を添えて,所属地連へ申請すること。
(2)締切日: 平成19年2月15日(木) 締切厳守 **地連締切 平成19年2月1日(木)**
(3)申込先: 〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内
(財)全日本弓道連盟 「四国地区錬士臨時審査係」宛
TEL 03 - 3481 - 2387(代)
FAX 03 - 3481 - 2398
- 7.注意事項
(1)申込書の申請には,所属地連の締切日に十分留意すること。
(2)申込書は,必要事項を楷書で判りやすく,明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること。
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は,下部空欄に記入すること。
(3)申込書に虚偽の記載があった場合は,審査の結果が無効となることもある。
(4)受審者は,開始時刻までに会場へ集合すること。
(5)受審者は,全員和服を着用し,必ず本連盟会員章をつけること。
(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は,棄権したものとみなす。
(7)立射で受審する際は,審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして,その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し,地連会長の認証を受けて申し込むこと。
- 8.その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について
審査申込書の提出により,以後の関係資料について下記取り扱いの旨,承諾を得たものとする。
(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名,所属地連,年齢,既得の称号及び授与年月,既得の段位及び認許年月,その他特記事項)
(2)立順表への記載(氏名,所属地連)
(3)審査結果報告および本連盟刊行物(機関誌など)への記載(氏名,所属地連,既得の称号または段位)

平成18年11月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 徳 島 県 弓 道 連 盟